

主任介護支援専門員更新研修に関するよくあるお問い合わせ

No.	区分	質 問	回 答
1	要件	受講要件①において、研修企画、ファシリテーターは研修会の規模に制約がありますか。又受講要件を満たすためには何回分が必要ですか？	受講要件①は、本年度を含め過去5年度の間(2回目以降の更新の場合は前回の更新から)に、介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ[専門課程Ⅰ・Ⅱ]、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者となっています。法定研修の規模、回数に制約はありません。又、受講資格にかかる書類について、ご提出頂くのは1回分のみで構いません。
2	要件	受講要件①において、ファシリテーターの依頼文書を紛失してしまいました。添付書類はどのようにすれば良いでしょうか？	依頼文書以外でもファシリテーターの経験を確認できる書類の写しを添付して頂ければ結構です。そのような書類がない場合は、滋賀県社会福祉研修センター(Tel: 077-567-3927)に書類を再発行できないかご相談ください。
3	要件	受講要件①において、地域のケアマネ学習会の企画進行は、ファシリテーターとしての要件を満たすことができますか？	受講要件①のファシリテーターでの受講要件を満たすには、介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ[専門課程Ⅰ・Ⅱ]、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)のファシリテーターの経験がある者となり、要件を満たすことはできません。
4	要件	受講要件①について、昨年企画した研修会の案内を提出したらよろしいでしょうか。また、1件でよろしいでしょうか？	受講要件①の提出書類としては、講師依頼文書や研修企画会議録等になります。ご提出頂くのは1件のみで構いません。
5	要件	受講要件①について、平成20年以前に県社協研修のお手伝いをしていましたが、該当しますか？研修名等の書類は、残していません。	受講要件①を満たすのは、「本年度を含め過去5年度」となりますので、お問い合わせの平成20年度以前のもは含まれません。また介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ[専門課程Ⅰ・Ⅱ]、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)の企画のみとなりますので、県社協研修の企画は該当しません。
6	要件	主任の更新にあたり受講要件②において、毎年4回以上の研修に参加していないと、主任の更新は受講することはできませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ・本年を含め過去5年間(2回目以降の更新の場合は前回の更新から)に、年4回以上参加した者です。 ・研修の回数は毎年度4回以上が理想ですが、ある年に4回以上で可です。何日間か続く研修は1日を1回と数えます。ただし、今年度の場合は、受講申込日までの期間となります。 ※平成30年度「年度4回以上」から「年4回以上」に受講要件を変更しました。年度(4月～3月)に限定はしません。ある年(例:1月～12月、4月～3月、8月～7月、等)に4回以上で可とします。
7	要件	受講要件②において、主任介護支援専門員フォローアップ研修は、主任介護支援専門員更新要件として認められますか？	法定外の研修として認められます。1日を1回と数えます。
8	要件	受講要件②の研修等に年4回以上参加した者について、今回の更新研修までに4回受講する見込みがあれば、要件を満たすことができますか？	更新研修までではなく、受講申込みまでに4回受講しておく必要があります。
9	要件	受講要件②において、地域包括支援センター職員研修(運営など)は、含まれますか？	受講要件②に記載している研修会には、地域包括支援センター職員研修(運営など)は含まれません。ただし、介護予防プラン作成及びケアマネジメントに関する研修などは含まれます。対象となる研修会は、「介護支援専門員を主な対象とするもの」となります。
10	要件	受講資格②において、法定外研修について、どの研修が要件を満たしますか？	別表1、受講要件②の詳細(解釈)に記載の通りです。
11	要件	受講資格②において、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同して開催する事例検討会・研修会は要件を満たしますか？	別表1、受講要件②の詳細(解釈)に記載の通り、要件を満たしません。
12	要件	ケアマネ業務から相談員業務に職種変更している場合、主任更新研修は受講できないのでしょうか？	主任更新研修は、現任、非現認を問いませんので、職種変更されていても、受講要件を満たしている方で、指導事例を提出できる方は受講することができます。
13	要件	受講要件②において、地域包括支援センター主催の介護支援専門員を主な対象とする研修への参加は、対象になりますか？(ex. 認知症研修、高齢者虐待等)	研修として認められるのは、介護支援専門員連絡協議会(日本協会、近畿、県、圏域ブロック)、日本ケアマネジメント学会、地域包括支援センター・国・県・市・町、社会福祉協議会等が実施した介護支援専門員を主な対象とするものです。よって、お問い合わせの地域包括支援センター主催の介護支援専門員を主な対象とした研修は、対象となります。

主任介護支援専門員更新研修に関するよくあるお問い合わせ

No.	区分	質問	回答
14	要件	受講要件②において、圏域ブロックが開催する研修会の内、他団体との合同研修会は受講要件を満たしますか？	圏域ブロックが開催する研修会で、介護支援専門員を主な対象とするものであり、介護支援専門員業務の質の向上に資するものは、合同研修会であっても要件として認められます。但し、内容が意見交換や情報共有のみの研修は要件として認めることができません。
15	要件	受講要件②の地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者とは、毎年ではなく、どこかの年で4回以上受講していれば要件を満たすのでしょうか？	本年を含め過去5年間(2回目以降の更新の場合は前回の更新から)に、年4回以上参加した者です。研修の回数は毎年度4回以上が理想ですが、ある年に4回以上で可です。何日間か続く研修は1日を1回と数えます。
16	要件	受講要件⑤について、添付資料として何を添付すればよいですか？	介護支援専門員実務研修に係る実習指導者の実績がある者の提出書類としては、滋賀県社会福祉協議会 福祉研修センターから発行される「実習生決定通知書」をご提出してください。尚、「実習生決定通知書」に実習担当者氏名が記載されていない以前の様式をお持ちの場合には「見学・観察実習担当確認表」等、実習指導の実績を確認できる書類をご提出してください。
17	事例	所属事業所には介護支援専門員が一人です。そのため実際に指導した事例がありません。どんな資料を提出すればよろしいのでしょうか？	主任介護支援専門員更新研修を受講いただくに当たり、原則として指導事例の提出が必要となります。所属事業所に指導する他の介護支援専門員がいない場合は、他事業所の介護支援専門員に指導させてもらうか、他事業所の主任介護支援専門員と相談し、相互に指導を行い、事例を提出することも可能です。提出資料については、開催案内の「12. 申込みに際しての留意事項」をご確認ください。
18	事例	地域包括支援センター在籍なので、事例がありませんが、どうすればよいのでしょうか？	事例は原則提出となりますので、用意してください。指導する介護支援専門員がいない場合は、他事業所の介護支援専門員に指導させてもらうか、他事業所の主任介護支援専門員と相談し、相互に指導を行い、事例を提出することも可能です。
19	事例	「指導事例」とはどのような意味でしょうか？	「指導事例」とは、実際に介護支援専門員に指導・支援した事例です。
20	事例	7つの事例全てが必要ですか？	受講申込書の、「現時点での指導事例について確認」にご記入頂いた情報を元に、提出事例のご案内をさせていただきます。尚、提出して頂くのは1事例となります。
21	事例	受講申込の指導事例の提出についての確認では、すべての指導事例について○、◎、△を記入する必要がありますか？	すべての指導事例について○、◎、△を入力してください。
22	事例	「指導事例」の提出に必要な資料の様式は、当事業所の通常業務で使用しているもので良いのでしょうか？	「指導事例」については、演習のための指定様式を用いて提出して頂く予定です。受講決定した方に指定様式等の詳細を案内しますので、ご確認ください。
23	事例	指導事例は居宅の介護支援専門員だけでなく、小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員に対する指導事例でもよいのでしょうか？	指導事例は小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員に対する指導も含まれます。
24	事例	所属する居宅介護支援事業所は特定事業所加算算定事業所ではありませんが、受講の申込はできませんか。また、演習における指導事例が無いのですが、該当欄に回答せずに申込しても良いのでしょうか？	特定事業所か否かは受講の条件に含まれておりません。申し込み時点で指導事例がなくても申し込みできます。ただし、主任介護支援専門員更新研修を受講いただくに当たり、原則として指導事例の提出が必要となります。
25	事例	指導事例の提出にあたり、利用者への同意は口頭でよいのでしょうか？	指導事例の提出にあたり、利用者への同意は口頭で構いません。
26	事例	指導事例は、過去何年くらいまでを対象に考えたらよいのでしょうか？	主任介護支援専門員を取得されてから、現在までの期間が対象となります。

主任介護支援専門員更新研修に関するよくあるお問い合わせ

No.	区分	質問	回答
27	事例	主な指導経過記録について、指導の詳細な日時等が不明ですが、どのようにすれば良いですか？	演習においては、指導事例の詳細な記録が必要となります。これから指導する事例でも構いませんので、ご準備ください。尚、詳細な日時を覚えていない場合は、わかる範囲で結構です。(指導された内容等が時系列でわかるように記入してください。)
28	事例	バイザーが退職している場合、当時の時点でのバイザーの情報を指導事例シートに記載すればよいでしょうか？ 又その際、バイザーの情報はどの時点の情報を記載すればよいでしょうか？	指導事例シート②(バイザーの情報)、指導事例シート③(バイザーの情報)の主な研修受講歴、スーパービジョンに関する研修の参加状況は共に直近1年間の状況を記載して頂くことになっていますが、バイザーが退職されている場合は、当時の研修受講歴を記載してください。又、バイザーについては、直近1年間の参加状況を記載してください。
29	その他	主任更新研修を早めに受講した場合、現在の有効期間が短縮されるのでしょうか？	平成27年度以降に主任介護支援専門員研修を受講された方の、主任更新研修修了後の主任の有効期間は、現在の主任の有効期間満了日の翌日から5年となります。よって、早めに受講されることにより、現在の有効期間が短縮されることはありません。
30	その他	主任介護支援専門員研修の修了証書を紛失している場合の再発行、また申し込みまでにそれが間に合わなかった場合はどうなりますか？	修了証明書が紛失等でお手元がない場合、「修了証明願」に証明を受けることによって、修了証明書の代わりとすることができます。手続については、滋賀県医療福祉推進課介護・福祉人材確保係(077-528-3597)に相談してください。なお、申込期限に間に合わない場合は、提出書類確認表の空欄に、「修了証明願申請中(申請日○月○日)」と記入して、提出してください。
31	その他	他府県で主任介護支援専門員の研修を修了しているのですが、滋賀県で更新研修を受講することができますか？	主任介護支援専門員研修をどこの都道府県で修了したかは問いません。現在、滋賀県で登録を受けており、かつ受講要件を満たす方が本県での受講対象となります。他府県登録の方が本県の研修を受講するには、「No.37」をご参照ください。
32	その他	主任介護支援専門員更新研修を修了すれば、介護支援専門員証の更新に必要な研修は免除されますか？	「主任介護支援専門員更新研修」を修了した者は、介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了したものとみなされます。主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の有効期間更新手続きを行ってください。 ※介護支援専門員証の有効期間と主任介護支援専門員の有効期間の、どちらも切れないようにご注意ください。
33	その他	更新研修最終日の3か月後に修了証が発行されますが、主任の有効期間が修了証発行までに切れても構わないのでしょうか？	主任更新研修の修了証はコースによって発行時期が異なります。受講申し込みの際には、証の更新手続きが間に合うコースで申し込みして頂きますようお願いいたします。 尚、修了証発行までに主任の有効期間が切れた場合は、主任は更新されませんので、必要があれば主任研修を再度受講して頂くことになります。
34	その他	主任介護支援専門員の更新研修は、介護支援専門員証の有効期間内に修了する必要がありますか？	主任介護支援専門員の更新研修は、介護支援専門員証の有効期間内に修了する必要があります。添付の令和4年度主任介護支援専門員研修受講フローチャートを参考に、主任介護支援専門員の更新研修を修了される前に介護支援専門員証の有効期間が満了になる方は、主任介護支援専門員の更新研修を受講される前に従来通り更新研修を受講して、介護支援専門員証の有効期間の更新を行ってください。 尚、詳細なご確認が必要でしたら、滋賀県医療福祉推進課介護・福祉人材確保係(077-528-3597)に相談してください。
35	その他	受講に必要なテキストについて表題を教えてください。	「介護支援専門員現任研修 テキスト第4巻 主任介護支援専門員更新研修 第3版」のテキストを使用します。
36	その他	受講後に勤務先が変更になりました。評価は変更後の勤務先をお願いすればよいですか？	勤務先を変更された場合、受講後(3か月後)の管理者による評価は、変更後の勤務先をお願いしてください。
37	その他	他府県で介護支援専門員の登録を受けているのですが、滋賀県で更新研修を受講することができますか？	研修の受講地は、原則として、登録を受けている都道府県となります。ただし、やむを得ない場合にのみ登録地以外で研修を受講することが可能です。よって、登録地以外で研修を受講する場合、「研修受講地の変更」もしくは「登録地の変更」の申請が必要となります。登録地の都道府県にお問合せのうえ必要な手続を行ったうえで、研修をお申込みください。各種手続の申請中の時点からお申込みいただけます(申請前は研修申込み不可)。